

住宅用火災警報器について

令和7年の状況（2月末現在）

救急出動件数 18件

火災件数 1件

119
消防署より

住宅用火災警報器は設置が義務化され10年以上が経過し、町内でも故障や電池切れなどの不具合が発生しています。設置・使用状況によって異なりますが、電子部品の劣化や煙を感知する部分の目詰まりなどにより正常に作動しない可能性があるため、設置後10年を目安に本体交換をおすすめします。

住宅用火災警報器は、火災発生時に逃げ遅れなど被害を最小限に抑えるために欠かせないものです。日々の点検と適切な維持管理を心がけ、いざという時に備えましょう。

○点検方法について

本体についている点検ボタンを押すと点検結果を音声や電子音でお知らせしてくれます。

※点検ひもの場合は、軽く引いて下さい。

◆住宅用火災警報器の作動確認方法



○点検結果の音が鳴らない場合

電池切れしていないか、しっかり電池が入っているか確認してください。新しい電池を入れても音が鳴らない場合は、故障が考えられますので修理、又は本体交換してください。

○設置場所は正しいですか？

寝室を変更した、模様替えで本体を移動させたなどで間違った設置をしていないか確認してください。設置場所については普段使用する寝室、階段室（1階以外に寝室がある場合）に設置してください。天井に設置する場合は壁や梁から60cm以上離し、換気扇やエアコンの吹き出し口からは、1.5m以上離してください。壁に設置する場合は天井から15cm～50cmの間で設置してください。

○何もしていないのに音が鳴ったら…

電池切れの可能性があります。電池を交換し上記の点検を実施するか、又は本体交換してください。交換方法は取扱説明書をご覧ください。

春の全道火災予防運動について 実施期間 4月20日～4月30日

乾燥した風が吹き、火災が発生しやすい春本番を迎えるにあたり、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。火災はちょっとした不注意で発生し、命や財産を奪う恐ろしいものです。一人一人が火の取り扱いには十分注意し、火災を起こさないよう心がけましょう。

また、春の全道火災予防運動の一環として、4月20日～5月31日までの間、より安全な生活環境を守るために、住宅用火災警報器などの設置状況を確認させていただくため、消防職員が皆様のご自宅に訪問いたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

緊急車両運転時のサングラス着用について

消防車や救急車などの緊急車両を運転する際、強い日差しや直接的な太陽光が目に入ること、前方が見えにくくなることがあります。これにより、緊急走行時の安全運転に支障をきたす恐れがあります。そのため、事故防止の観点から、緊急車両を運転する際にはサングラスを着用することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ 下川消防署 ☎4-2119